

育英短期大学学生の懲戒等に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条第5項及び育英短期大学学則第59条に規定する学生の懲戒並びに教育的措置(以下「懲戒等」という。)に関し必要な事項を定める。

(懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 育英短期大学（以下「本学」という。）の学生としての身分を喪失させることをいう。この場合、再入学は認めない。
- (2) 停学 一定期間（1か月以上6か月以下をいう。）又は期間を定めずに登校及び本学の学生としての活動を禁止することをいう。
- (3) 訓戒 注意を喚起し、将来を戒めることをいう。

(教育的措置)

第3条 学長は、学生の行為が懲戒とするに至らないと判断した場合は、学生の本分についての反省を促すため、教育的措置を行うことができる。

2 教育的措置の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 厳重注意 文書により強く反省を求めることをいう。
- (2) 注 意 口頭により反省を求めることをいう。

(懲戒の量定)

第4条 学則第59条の行為及び別表の懲戒の基準に該当する行為（以下「違法行為」という。）をした場合には、次の各号に掲げる事項及び日頃の学業態度や違法行為の後の対応等も含め総合的に勘案の上、具体的な量定を判断する。

- (1) 違法行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 他の学生及び社会に与える影響
- (4) 過去の違法行為

2 悪質性は、当該学生の態様、違法行為に至る動機等を勘案の上、判断する。

3 過去に懲戒等の処分を受けた者が、再度懲戒等に相当する行為をした場合は、悪質性が高いものとみなし、重い処分を課することができる。

(懲戒等の手続)

第5条 学科長又は学生支援部長は、懲戒等に該当すると認められる行為があったことを知ったときは、事実関係を把握し、速やかに学長に報告する。

2 学長は、必要に応じて学生懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事実調査を行う。

3 前項の事実調査を行うに当たっては、調査の対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。この場合、当該学生からの求めに応じ、2人以内の補佐人の同席及び陳述を認める。

4 委員会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことが

できる。

5 学生支援部長は、委員会が設置されないときは、前2項に準じて事実調査を行う。

6 学生支援部長は、委員会又は事実調査を行った者からの調査結果に基づき、調査結果報告書及び懲戒処分等の案を作成して学長に報告する。

(懲戒等の処分の決定)

第6条 学長は、前条の報告を受け、懲戒に当たると判断したときは、教授会及び短大運営会議の議を経て、懲戒する。

2 学長は、教育的措置に当たると判断したときは、その教育的措置を学生支援部長に行わせることができる。

(懲戒処分の通知及び公表)

第7条 学長は、懲戒処分を決定したときは、通知書の交付をもって当該学生及び保護者の保証人に通知する。

2 学長は、前項の通知をしたときは、当該学生の氏名、所属、学年、懲戒の内容及び懲戒の事由を学内の掲示板に公表する。

3 公表の期間は、公表日から1週間とする。

4 学長は、特別の配慮が必要と判断した場合は、第2項の全部又は一部を公表しないことができる。

(不服申立て)

第8条 懲戒処分を受けた学生は、その処分について不服があるときは、前条第1項の通知書を受領した日の翌日から起算して60日以内に学長に申立てをすることができる。

(懲戒処分及び学籍異動)

第9条 学長は、懲戒処分の対象となっている学生から当該懲戒処分の決定前に自主退学の願い出があったときは、この願い出を受理しない。

2 学長は、停学中の学生から当該停学期間を含む期間の休学の願い出があったときは、この願い出を受理しない。

3 学長は、休学中の学生に対して停学処分を命ずる場合は、当該学生の休学許可を取り消す。

(停学の期間の取扱い)

第10条 停学の期間計算は暦日によるものとし、処分の効力発生日の翌日から起算する。

2 停学の期間は在学期間に含め、修業年限に含めない。ただし、3か月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

(停学中の指導等)

第11条 停学中の学生は、常に連絡先を明らかにしておかなければならない。

2 指導教員は、停学中の学生に対して、定期的に面接等により教育上の指導を行うものとする。

3 停学中の学生に対して、必要がある認めた場合は、次の学期の履修登録を認める。

(停学処分の解除)

第12条 学生支援部長は、第2条第2号に規定する期間を定めない停学（以下「無期停学」という。）の処分（以下「無期停学処分」という。）を受けた学生について、反省の程度及び学業意欲等を総合的に勘案して無期停学処分を解除することが適当であると認め

られる場合は、その処分の解除を学長に申し出ることができる。

2 学長は、前項の申出に基づき、教授会及び短大運営会議の議を経て、無期停学処分を解除することができる。

3 無期停学処分の解除は、無期停学の開始日から6か月を経過した後でなければ行うことはできない。

(取得単位の無効)

第13条 試験等において不正行為をした学生に対しては、次の各号に定める単位を無効とする。

(1) 退学又は停学の処分を受けたときは、原則として当該不正行為をした学期において履修した全授業科目の単位

(2) 訓戒の処分又は教育的措置を受けたときは、原則として当該不正行為をした授業科目の単位

(自宅待機)

第14条 学生支援部長は、教育上の配慮が必要と認められる場合は、違法行為等をした学生に対し懲戒等の処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

2 前項の自宅待機の期間は、全部又は一部を停学期間に算入することができる。

(刑事裁判との関係)

第15条 懲戒等の手続は、当該懲戒等に係る事案が刑事裁判所に係属しているものであっても、進めることができる。

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、教授会及び短大運営会議の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第17条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年3月13日に制定し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月25日に改正し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年2月29日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年11月27日に改正し、令和7年10月1日から適用する。

別表（第4条関係）

懲戒の基準

区 分	違法行為等の種類	懲戒の標準的な量定		
		退学	停学	訓戒
犯罪行為	殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為	○		
	故意又は重大な過失による傷害行為	○	○	
	薬物等に関わる犯罪行為	○	○	
	窃盗、万引き、詐欺、威嚇、恐喝、拘禁等の犯罪行為	○	○	○
	他人を傷つけるに至らないが、迷惑を掛けるような暴力行為及び言動		○	○
	痴漢行為（覗き見、盗撮その他の迷惑行為を含む。）	○	○	○
	ストーカー行為	○	○	○
	コンピュータ又はネットワークを利用した悪質な不正行為及び目的外使用	○	○	
	コンピュータ又はネットワークを利用した不正行為及び目的外使用		○	○
交通事故 ・違反	無免許運転、飲酒運転及び暴走運転等により死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	○		
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等により人身事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反をした場合		○	○
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合		○	○
	故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
	故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
飲酒	20歳未満の者が飲酒をした場合又は20歳未満の者と知りながら飲酒をさせた場合	○	○	○
	飲酒を強要して重大な事態を生じさせた場合	○	○	○
研究活動 不正行為	発表された研究成果等の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び虚偽の研究成果公表を行った場合	○	○	○
試験等における 不正行為	試験等において、身代わりをさせ、又は身代わりをして受験等をする不正行為をした場合	○	○	
	試験において、次に掲げる不正行為のいずれかを行った		○	○

	場合 (1) 隠し持ったメモ、書籍、機器若しくは他者の答案を見ること又は他者に教わること。 (2) 他者に答案を見せること又は他者に教えること。			
	レポート提出又は研究報告において、他者のレポートやウェブ、書籍等から内容を引き写し、又は出典を明記せずに引用した場合		○	○
	試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合			○
	試験等において、不正行為を繰り返し行った場合、当該不正行為が社会的に重大な影響を及ぼすに至った場合又は当該不正行為が組織的に行われた場合	○	○	
	試験等においてその他の不正行為をした場合		○	○
学内又は学外での 違法行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	○	○	○
	本学が管理する土地及び建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠をした場合	○	○	○
	本学が管理する土地、建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等をした場合		○	○
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、恐喝、拘禁等をした場合	○	○	○
	ハラスメント等に当たる行為	○	○	○
その他	本学の規則等に違反した場合又は学生としての本分に反した場合	○	○	○